

住居確保給付金のしおり

【家賃補助編】

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ

足立区

令和7年4月1日現在

住居確保給付金（家賃補助）とは

離職、自営業の廃止又は個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、**住居及び就労機会等の確保に向けた支援**を行います。ただし、滞納中の家賃は対象外です。

支給限度額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

53,700円(単身世帯)

64,000円(2人世帯)

69,800円(3人～5人世帯)

※6人以上の世帯はお問い合わせください

支給期間：3ヶ月間(一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能)

支給方法：大家又は不動産業者等へ代理納付

※ 住居確保給付金は、家賃補助の他に転居費用補助があります。詳しくは別冊の転居費用補助編をご確認ください。

住居確保給付金を受けるには、次の要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

① 基本要件

イ) 離職等 又は ロ) やむを得ない休業等
により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがあるもの。

② 離職期間要件

イ) 離職等の場合は、申請日において離職等の日から2年以内。ただし、当該期間中に疾病、負傷、育児その他やむを得ない事情により30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、その日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年以内である

又は

ロ) やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月において、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度にある

③ 生計維持要件

イ) 離職等の場合は、離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していた(離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む)

又は

ロ) やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していた

④ 収入要件

申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の収入基準額以下である(収入には、公的給付等を含む)

世帯人数	基準額		収入基準額
1人	84,000円	+ 家賃額	137,700円
2人	130,000円		194,000円
3人	172,000円		241,800円
4人	214,000円		283,800円
5人	255,000円		324,800円

※ 6人以上世帯の基準額はお問い合わせください

※ 家賃額は実家賃額、ただし支給限度額(2ページ参照)を超えない額とします

⑤ 資産要件

申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	504,000円
2人	780,000円
3人	1,000,000円
4人	1,000,000円
5人以上	1,000,000円

⑥ 求職活動等要件

公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、「②離職期間等要件 ロ」に該当し自立に向けた活動を行うことが当該者の自立促進に資すると認められる場合は、経営相談先へ面談を申込み、業務上の収入を得る機会の増加に向けた活動を行うことも可能とする。

⑦ 類似給付の受給に関する調整規定

自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

⑧ その他

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

住居確保給付金の支給額

- ◆ 月の世帯の収入合計額が基準額以下の方の住居確保給付金支給額は、実家賃額となります。ただし住居確保給付金の支給限度額(2ページを参照)を超えない額とします。
- ◆ 月の世帯の収入合計額が基準額を超える場合は以下の計算式により算出された額となります。ただし住居確保給付金の支給限度額(2ページを参照)を超えない額とします。

$$\text{住居確保給付金支給額} = (\text{基準額} + \text{実家賃額}) - \text{月の世帯の収入合計額}$$

住居確保給付金受給中の義務

- ① 月4回以上、足立福祉事務所生活安定支援相談員による面接の支援を受けることと、定められた書類の提出等の必要があります。

(離職・廃業・就労を目指す休業等の方)

常用就職(期間の定めがない、又は6ヶ月以上の雇用期間が定められた雇用契約)を目指します

- ② 月2回以上、公共職業安定所または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受けてください。
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けてください。

(事業再生を目指す事業者の方)

当初・延長時

- ④ 月1回以上、企業経営相談先での経営相談を受けてください。経営相談先の助言等のもと、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行ってください。

再延長時(7ヶ月目以降)

- ⑤ 常用就職を目指し、④に替わり②③を行います。

職業訓練受講給付金との併給ができます

- ◆ 職業訓練受講給付金と住居確保給付金の併給が可能です。また、職業訓練については求職活動とみなし、求職活動等要件が一定程度緩和されます。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職(期間の定めがない、又は6ヶ月以上の雇用期間が定められた雇用契約)した場合は、「常用就職届」を足立福祉事務所各福祉課へ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を足立福祉事務所各福祉課に毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長が可能です

住居確保給付金の受給期間が終了する月に一定の要件を満たしていれば、**3か月間を2回まで**延長又は再延長することが可能です。

- ※ 住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合、当初の受給期間の最終月の末日までに必要書類をご提出いただく必要があります。収入と預貯金がかかる書類等を準備し、お早めに足立福祉事務所各福祉課へお問い合わせください。
- ※ 支給期間延長申請時においても初回申請時と同様、提出書類に基づき審査があります

支給額を変更できる場合があります

以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。

- ◆ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
- ◆ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、世帯収入額が基準額以下に至った場合
- ◆ 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、足立福祉事務所生活安定支援相談員の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合
- ◆ 貸主等への賃料の支払い方法について、変更の手続きを行い、代理受領の方法によることとなった場合

※ 申請書を提出する必要がありますので、家賃額が変更になった、又は収入が減少したこと等が証明出来る書類をお持ちのうえ、足立福祉事務所各福祉課へお越してください。

住居確保給付金の再支給について

住居確保給付金の受給期間終了後、次の場合に再支給を受けることができます。

- ◆ 常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後、新たに解雇(本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く)された場合
- ◆ 事業主都合の離職、廃業(本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く)の場合
- ◆ 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から1年を経過している場合

※ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

※ 再支給申請時においても従前の申請時と同様、提出書類に基づき審査があります。

住居確保給付金の中断について

- ◆ 住居確保給付金の受給中に、疾病又は負傷により求職活動又は自立に向けた活動(4ページを参照)を行うことができない場合、申請によって支給を中断できます。

※ 中断中、原則として毎月1回、面談・電話・メール等により体調や生活状況の確認と求職活動又は自立に向けた活動(4ページを参照)の再開の意思を確認いたします。

- ◆ 心身の回復により求職活動又は自立に向けた活動(4ページを参照)を再開できる場合には、申請によって支給を再開できます。ただし、通算支給期間は最大9か月(中断前の支給期間も含む)です。

不服の申立をする場合は

住居確保給付金に関する決定もしくは処分に関する不作為について、不服申立をした場合、足立区長に対し、審査請求を行うことができます。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する自治体からの指導に従わない場合、原則として当該事実を確認した日の属する月の支給から中止します。
- ◆ 受給中に常用就職又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、就労により得られた収入が一定額を超えた場合は、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。
※収入に変動がある等、1か月の収入のみでは判断が難しい場合には、2か月目の収入を確認してから支給を中止する場合があります。
- ◆ 受給中に常用就職等をしたこと及び就労に伴い得られた収入の報告を怠った場合は、支給を中止します。
- ◆ 中断期間中、毎月1回の面談等による報告を怠った場合、原則として支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した者(大家からの要請等借主の責によらず転居せざるを得ない場合や関係機関の指示による場合を除く)については支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、及び生活保護費を受給した場合は、支給を中止します。
- ◆ 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は支給を中止します。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

申請書類

① 住居確保給付金支給申請書(様式1-1)

② 住居確保給付金申請確認書(様式1-1A)

③ 本人確認書類(次のいずれか)

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本、在留カード等
※ 顔写真なしの証明書の場合は2点以上の提出が必要です。

④ 離職等関係書類

(離職・廃業の方)

- ・ 申請日を起点に2年以内に離職・廃業をしたことが確認できる書類
- ・ 疾病、負傷、育児等のやむを得ない事情があった場合は、医師の証明等、それを証明できる書類

(休業等の方)

- ・ 申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類

⑤ 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類

給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格者証」、年金を受けている場合は「年金額改定通知(年金ハガキ)」、その他各種手当証書、その他各種福祉手帳等

⑥ 金融関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者全員の金融機関のすべての通帳等

※ 株、投資信託、暗号資産等含む ※申請日時点の最新記帳済みのもの

※ 通帳なし取引(ネットやアプリ)の口座分も書面でご用意ください

追加確認書類

⑦ 入居住宅に関する状況通知書(様式第3号)

※ 住居をすでに喪失されている方は入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1号)

⑧ 賃貸借契約書の写し

※ 契約更新されている方は、更新後の賃貸借契約書の写しが必要です。

⑨ (離職・廃業・就労を目指す休業等の方)

公共職業安定所に求職の申込みをし、付与された求職番号、又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称

※番号は、ハローワーク受付票又はハローワークカードに記載があります。

(事業再生を目指す事業者の方)

自立に向けた活動を行うことが当該者の自立促進に資すると認められる場合は、「住居確保給付金 自立に向けた活動計画」(企業経営相談先で相談し、記入する)

住居確保給付金の申請から決定まで

(住居を喪失するおそれのある方)

※住居を喪失した方は別途ご相談ください

① 入居住宅の貸主との調整

不動産媒介業者等から、「入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。

② 住居確保給付金の支給申請

必要書類を添えて、申請書を住居住宅の住所を管轄する足立福祉事務所各福祉課に提出します。

③ 住居確保給付金の審査・決定

- ・ 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。
- ・ 「住居確保給付金支給決定通知書」の交付と合わせて、状況に応じて「職業相談確認票」、「常用就職活動状況報告書」、「自立に向けた活動状況報告書」が交付されます。
- ・ 入居している住宅の不動産媒介業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- ・ 住居確保給付金は自治体から不動産媒介業者等へ直接振り込まれます。
- ・ 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

生活費が必要な方は

- ◆ 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」や「臨時特例つなぎ資金貸付」が利用できる場合があります。

【ご相談先】 足立区社会福祉協議会

足立区中央本町1-17-1足立区役所 南館11階

03-3880-5740

住居確保給付金申請書提出時チェックリスト（離職の方）

項目	書類	注意事項	提出時 チェック
生活困窮者住居確保給付金 支給申請書類	☐ 生活困窮者住居確保給付金支給申請書	ホームページからダウンロードしてください。 必要事項記載の上、お送りください。	☐
住居確保給付金申請時 確認書類	☐ 住居確保給付金申請時確認書		☐
本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 住民基本台帳カード ☐ 一般旅券 ☐ 各種福祉手帳 ☐ 健康保険証 ☐ 住民票の写し（提出日より3カ月以内に発行されたもの） ☐ 戸籍謄本（提出日より3カ月以内に発行されたもの） ☐ 在留カード ☐ その他	左記のいずれかの写しを提出してください。写真付きの確認書類でない場合は、2種類提出してください。	☐
離職等関係書類	☐ 雇用保険被保険者離職票 ☐ 雇用保険受給資格者証 ☐ 退職証明書 ☐ 源泉徴収票（退職年度分） ☐ 廃業届 ☐ その他	2年以内に離職又は自営を廃止したことを証明する、左記のいずれかの写しを提出してください。	☐
収入関係書類	☐ 給与明細書・賃金明細書・報酬明細書等 ☐ 預貯金通帳 ☐ 公的給付の支給額がわかる書類 ☐ その他	直近3か月の収入を確認できる書類を本人及び本人と同一世帯に居住し、生計を一にしている方のうち収入のある方全員分提出してください。	☐
金融資産関係書類	☐ 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員の通帳等	申請日における預貯金の残高が確認できる通帳の写しを提出してください。提出された通帳の写しのいずれにも公共料金引き落としの記帳がない場合、公共料金支払い状況やほかの通帳の有無を確認させていただきます。	☐
入居住宅に関する状況 通知書	☐ 入居住宅に関する状況通知書	ホームページからダウンロードしてください。 表面は不動産媒介業者等が記入し、裏面は申請者が記入してください。	☐
賃貸借契約書の写し	☐ 賃貸借契約書の写し（契約更新されている場合は、更新後の契約期間のもの）	契約期間が有効であるか必ず確認してください。	☐
求職番号の記載等	☐ 公共職業安定所から付与された求職番号 ☐ 地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称	左記のいずれかを住居確保給付金申請時確認書の裏面に記載し提出してください。	☐

住居確保給付金申請書提出時チェックリスト（減収の方）

項目	書類	注意事項	提出時 チェック
生活困窮者住居確保給付金 支給申請書類	☐ 生活困窮者住居確保給付金支給申請書	ホームページからダウンロードしてください。	☐
住居確保給付金申請時 確認書類	☐ 住居確保給付金申請時確認書	必要事項記載の上、お送りください。	☐
本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 住民基本台帳カード ☐ 一般旅券 ☐ 各種福祉手帳 ☐ 健康保険証 ☐ 住民票の写し（提出日より3カ月以内に発行されたもの） ☐ 戸籍謄本（提出日より3カ月以内に発行されたもの） ☐ 在留カード ☐ その他	左記のいずれかの写しを提出してください。写真付きの確認書類でない場合は、2種類提出してください。	☐
減収等関係書類	☐ 雇用主からの休業を命じる文書 ☐ 店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類 ☐ 注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類 ☐ その他	申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業と同等程度であることを確認できる、左記のいずれかの写しを提出してください。	☐
収入関係書類	☐ 給与明細書・賃金明細書・報酬明細書等 ☐ 預貯金通帳 ☐ 公的給付の支給額がわかる書類 ☐ その他	直近3か月の収入を確認できる書類を本人及び本人と同一世帯に居住し、生計を一にしている方のうち収入のある方全員分提出してください。	☐
金融資産関係書類	☐ 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員の通帳等	申請日における預貯金の残高が確認できる通帳の写しを提出してください。 提出された通帳の写しのいずれにも公共料金引き落としの記帳がない場合、公共料金支払い状況やほかの通帳の有無を確認させていただきます。	☐
入居住宅に関する状況 通知書	☐ 入居住宅に関する状況通知書	ホームページからダウンロードしてください。 表面は不動産媒介業者等が記入し、裏面は申請者が記入してください。	☐
賃貸借契約書の写し	☐ 賃貸借契約書の写し（契約更新されている場合は、更新後の契約期間のもの）	契約期間が有効であるか必ず確認してください。	☐

住居確保給付金のお問い合わせ先

担当福祉課名	管轄区域（50音順）
中部第一福祉課 〒121-8512 足立区中央本町4-5-2 03（3880）5875	足立1～4丁目、梅田1～8丁目、興野1～2丁目、 栗原1～4丁目、関原1～3丁目、西新井1～7丁目、 西新井栄町1～3丁目、西新井本町1～5丁目、 本木北町、本木西町、本木東町、本木南町、 本木1～2丁目
中部第二福祉課 〒121-8512 足立区中央本町4-5-2 03（3880）5419	青井1～6丁目、梅島1～3丁目、弘道1～2丁目、 島根1～4丁目、中央本町1～5丁目、 西綾瀬1～4丁目、西加平1～2丁目、東六月町、 一ツ家1～4丁目、平野1～3丁目、保塚町、 南花畑1～4丁目、六月1～3丁目、六町1～4丁目
千住福祉課 〒120-0036 足立区千住仲町19-3 03（3888）3142	小台1～2丁目、千住曙町、千住旭町、千住東1～2 丁目、千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住桜木 1～2丁目、千住関屋町、千住龍田町、千住仲町、千 住中居町、千住橋戸町、千住緑町1～3丁目、千住宮 元町、千住元町、千住柳町、千住1～5丁目、日ノ出 町、宮城1～2丁目、柳原1～2丁目
東部福祉課 〒120-0004 足立区東綾瀬1-26-2 03（3605）7129	綾瀬1～7丁目、大谷田1～5丁目、加平1～3丁目、 北加平町、佐野1～2丁目、神明1～3丁目、 神明南1～2丁目、辰沼1～2丁目、東和1～5丁目、 中川1～5丁目、東綾瀬1～3丁目、六木1～4丁目、 谷中1～5丁目
西部福祉課 〒123-0864 足立区鹿浜8-27-15 03（3897）5013	入谷1～9丁目、入谷町、扇1～3丁目、加賀1～2 丁目、江北1～7丁目、古千谷1～2丁目、 古千谷本町1～4丁目、皿沼1～3丁目、 鹿浜1～8丁目、新田1～3丁目、椿1～2丁目、 舎人1～6丁目、舎人町、舎人公園、 堀之内1～2丁目、谷在家1～3丁目
北部福祉課 〒121-8555 足立区竹の塚2-25-17 03（5831）5797	伊興1～5丁目、伊興本町1～2丁目、竹の塚1～7 丁目、西伊興町、西伊興1～4丁目、西竹の塚1～2 丁目、西保木間1～4丁目、花畑1～8丁目、 東伊興1～4丁目、東保木間1～2丁目、 保木間1～5丁目、南花畑5丁目